

知的財産侵害物品の差止件数は過去3番目の高水準

(平成29年の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況)

名古屋税関は、平成29年の管内における偽ブランド品等の知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

1. 輸入差止件数が3千件超

- 輸入差止件数は、3,211件で、前年比12.9%の増加となり、2年ぶりに3千件を超え、過去3番目の高水準でした。

2. 中国来貨物の輸入差止件数が約9割

- 仕出国(地域)別の輸入差止件数では、中国が89.1%(2,862件)を占めました。また、輸入差止点数も中国が78.5%(32,739点)を占めました。

3. 意匠権侵害物品の輸入差止件数、点数が大幅に増加

- 知的財産別では、引き続き商標権侵害物品が件数、点数ともに最多で、意匠権侵害物品の件数、点数が大幅に増加しました。

4. 「靴類」、「帽子類」の輸入差止件数が大幅に増加 「電気製品」、「玩具類」の輸入差止点数が大幅に増加

- 品目別の輸入差止件数では、サンダル、スニーカーなどの「靴類」が前年比2.2倍、帽子などの「帽子類」が前年比2.0倍と増加しました。
- 品目別の輸入差止点数では、首掛けライトなどの「電気製品」が前年比14.5倍、遊戯用カードなどの「玩具類」が前年比6.1倍と大幅に増加しました。

【問い合わせ先】

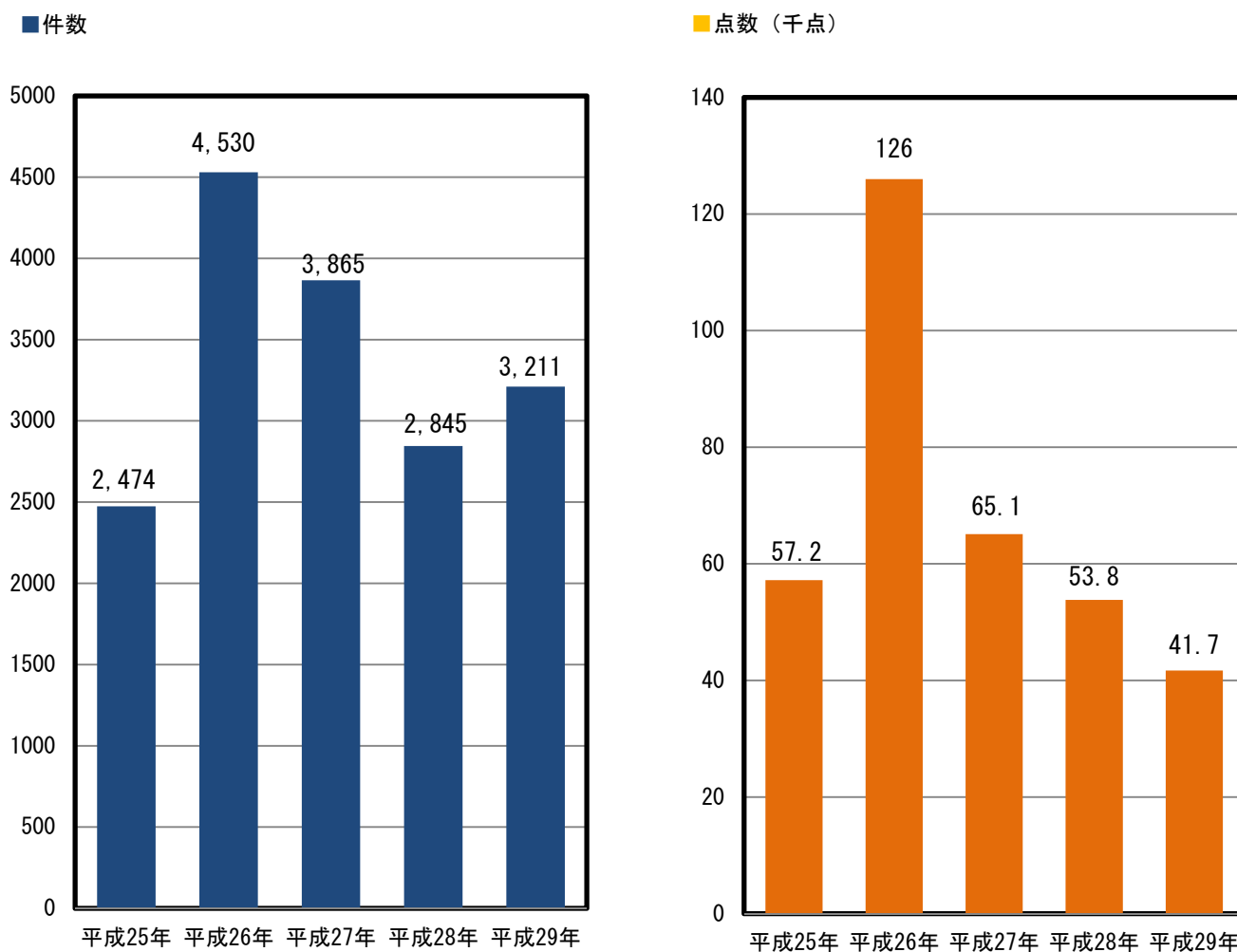
名古屋税関総務部税関広報広聴室
TEL：052-654-4008

平成 29 年の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況

- 輸入差止件数は、3,211 件で、前年比 12.9%の増加となり、2 年ぶりに 3 千件を超え、過去 3 番目の高水準でした。また、輸入差止点数は、41,728 点で、前年比 22.4%の減少となりました。
- 輸入差止件数は、サンダル、スニーカーなどの「靴類」や帽子などの「帽子類」が大幅に増加しました。また輸入差止点数は、首掛けライトなどの「電気製品」や遊戯用カードなどの「玩具類」が大幅に増加しましたが、前年に多かったインクカートリッジなどの「コンピュータ製品」や衣類用クリップなどの「衣類付属品」が大幅に減少しました。

(注) 「差止件数」及び「差止点数」は、税関が差止めた知的財産侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の件数及び点数をそれぞれ計上したものである。

知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移

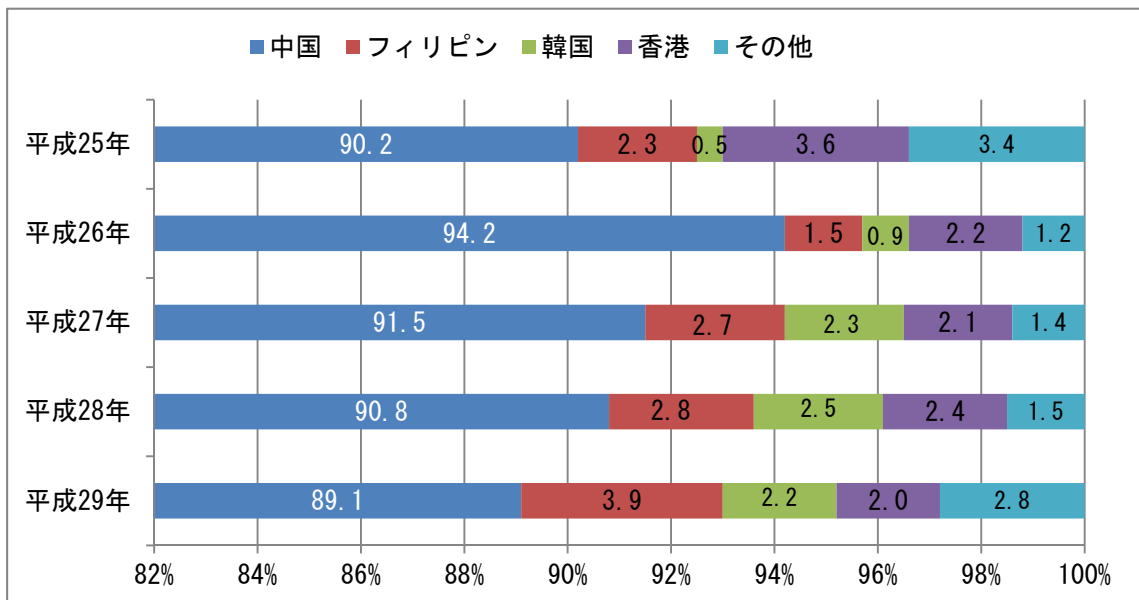


○仕出国（地域）別輸入差止実績

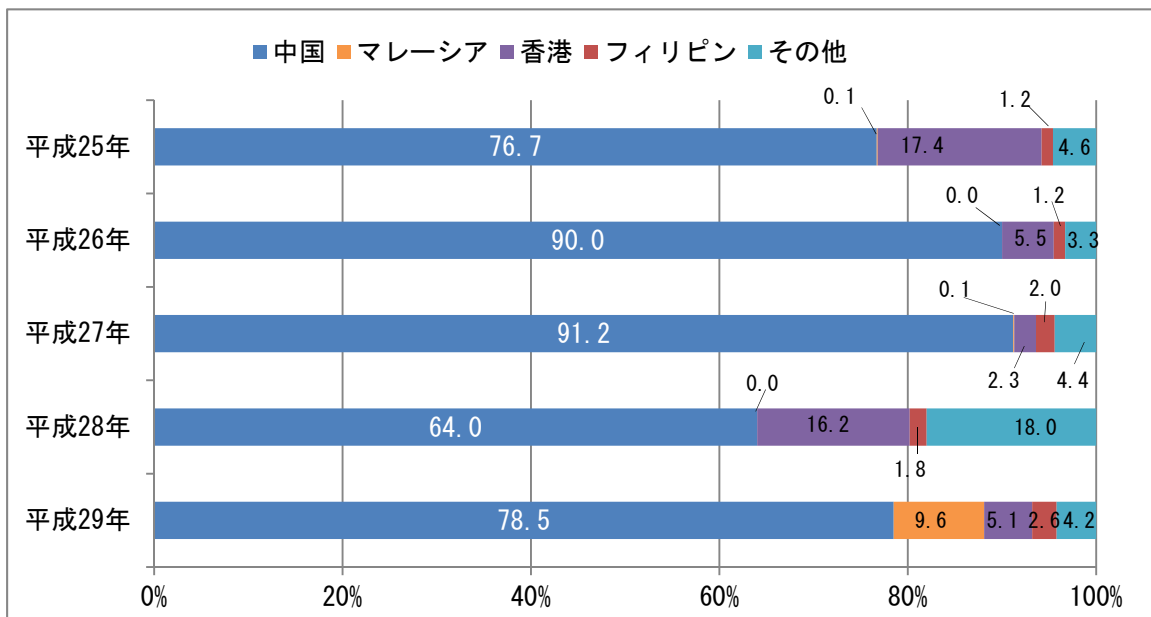
- 輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが2,862件（構成比89.1%、前年比10.8%増）と前年の実績（2,583件）より増加しました。次いでフィリピンが125件（同3.9%、同58.2%増）、韓国が、70件（構成比2.2%）でした。
- 輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが32,739点（構成比78.5%、前年比4.9%減）と前年の実績（34,417点）から減少しました。次いでマレーシアが4,025点（同9.6%、同366.0倍）、香港が2,147点（同5.1%、75.4%減）でした。

仕出国（地域）別輸入差止件数構成比の推移

枠内の数字は構成比（%）



仕出国（地域）別輸入差止点数構成比の推移

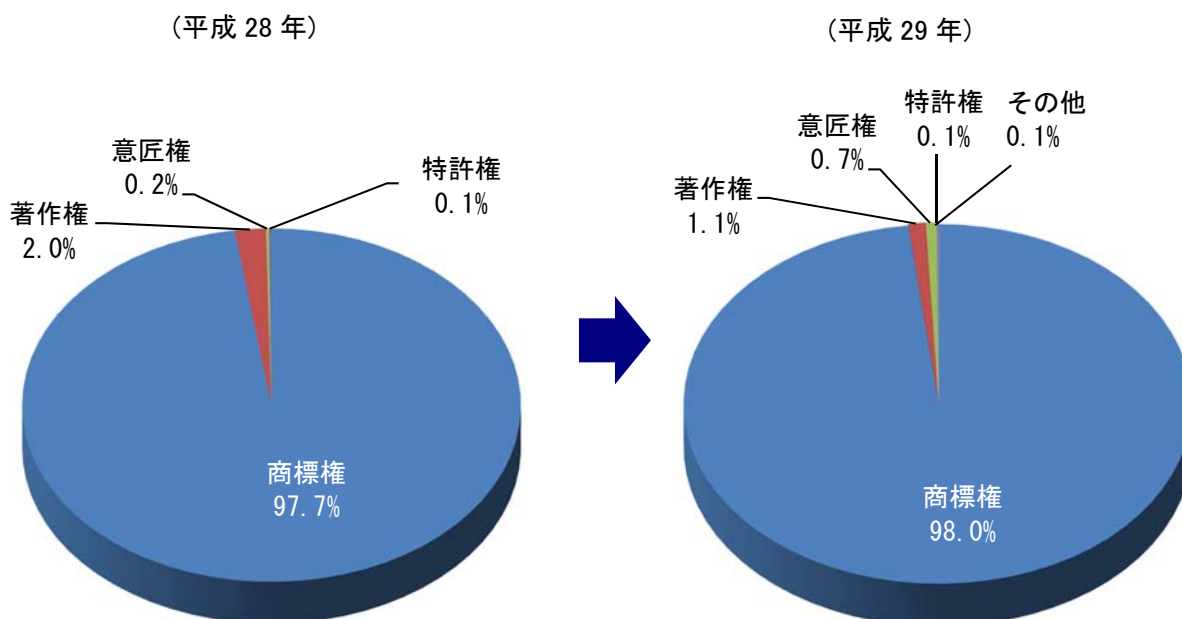


○知的財産別輸入差止実績

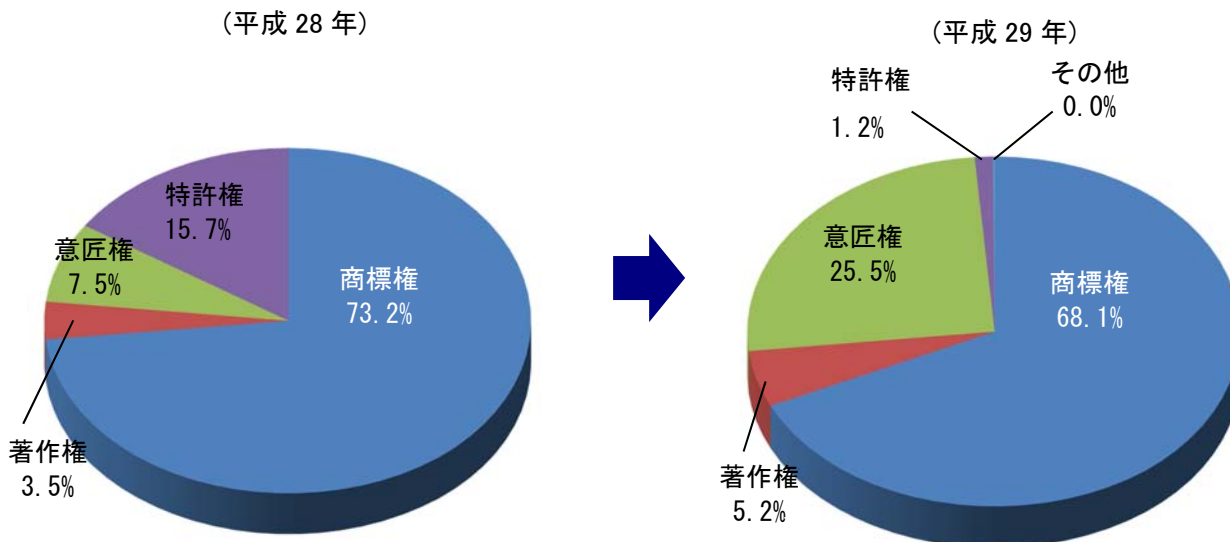
- 輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が 3,164 件（構成比 98.0%、前年比 13.0%増）で大半を占めています。
- 輸入差止点数についても、商標権侵害物品が 28,406 点（構成比 68.1%、前年比 27.8%減）と大半を占めているものの、首掛けライトなどの意匠権侵害物品が 10,651 点（同 25.5%、同 2.6 倍）となり大幅に増加しました。

各権利の保護対象は、13 ページの記載を参照願います。

知的財産別輸入差止実績構成比の推移（件数）



知的財産別輸入差止実績構成比の推移（点数）



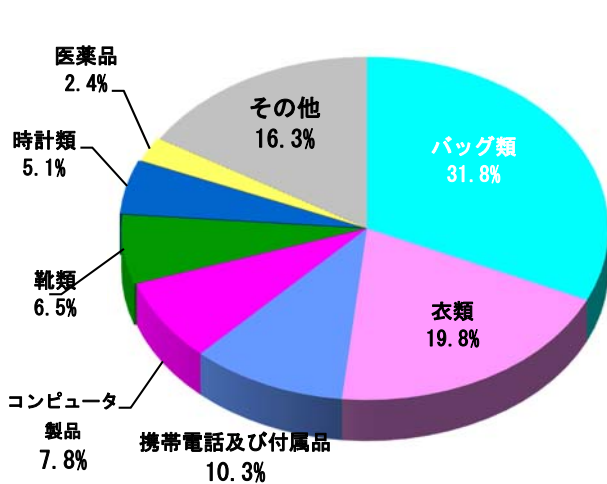
(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が 100%とならない場合があります。

○品目別輸入差止実績

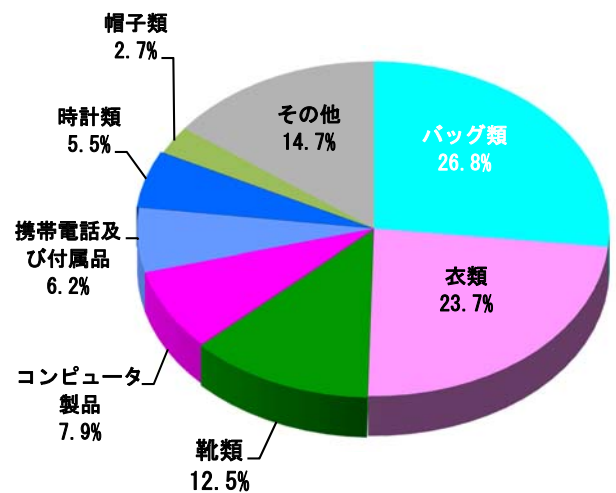
- 輸入差止件数は、バッグ類が 976 件（構成比 26.8%、前年比 3.7%減）と最も多く、次いで衣類が 863 件（同 23.7%、同 37.0%増）、靴類が 457 件（同 12.5%、同 2.2 倍）でした。
- 輸入差止点数は、電気製品が 10,497 点（構成比 25.2%、前年比 14.5 倍）と最も多く、次いで携帯電話及び付属品が 4,165 点（同 10.0%、同 26.8%減）、衣類が 3,346 点（同 8.0%、同 10.8%増）でした。
- 件数・点数ともに増加した品目は、衣類（件数で前年比 37.0%増、点数で前年比 10.8%増）、靴類（同 2.2 倍、同 2.4 倍）、時計類（同 24.1%増、同 94.2%増）等でした。

品目別輸入差止実績構成比の推移（件数）

（平成 28 年）

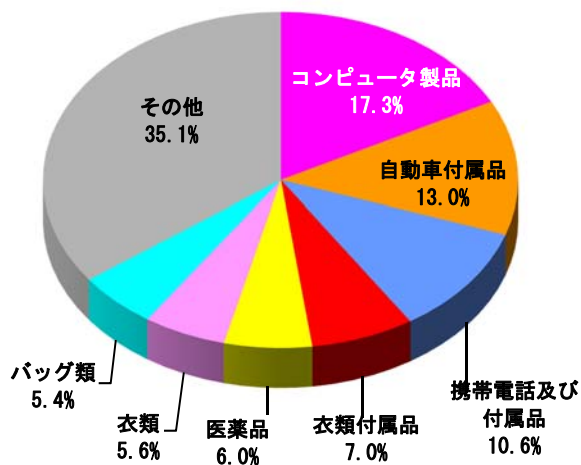


（平成 29 年）

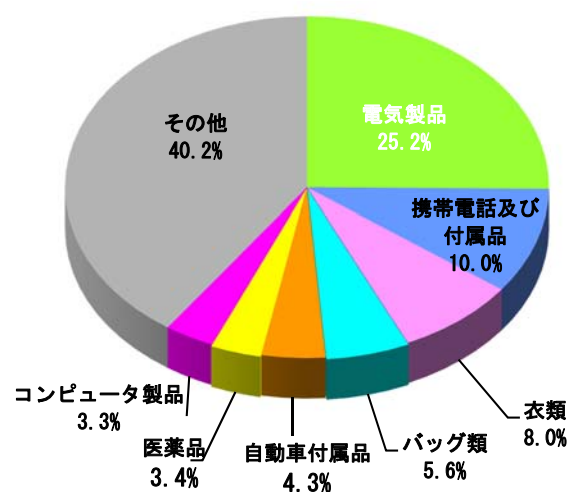


品目別輸入差止実績構成比の推移（点数）

（平成 28 年）



（平成 29 年）

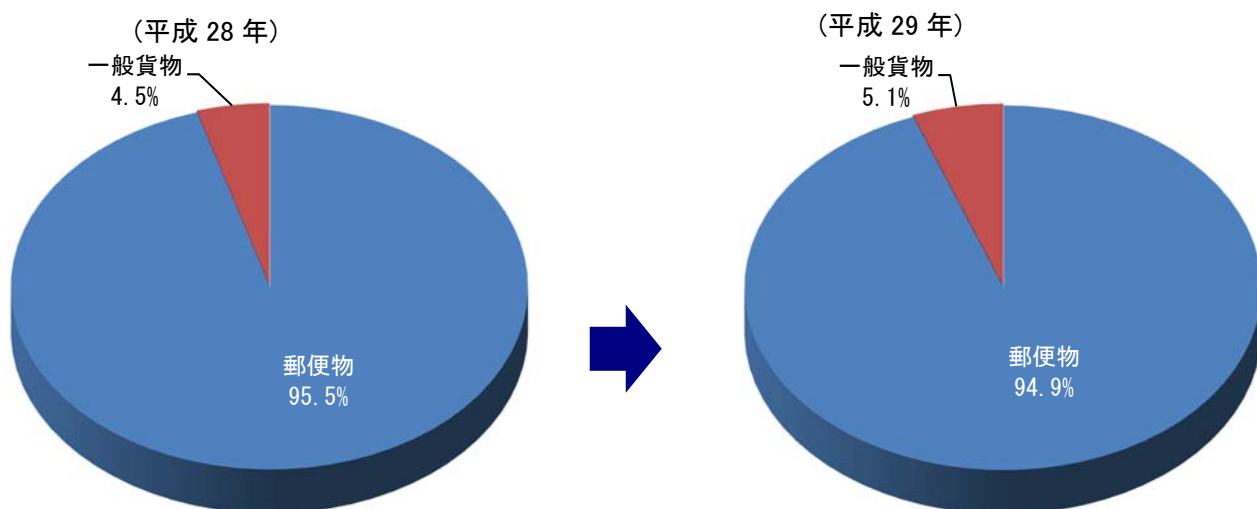


（注）四捨五入しているため、構成比の合計が 100% とならない場合があります。

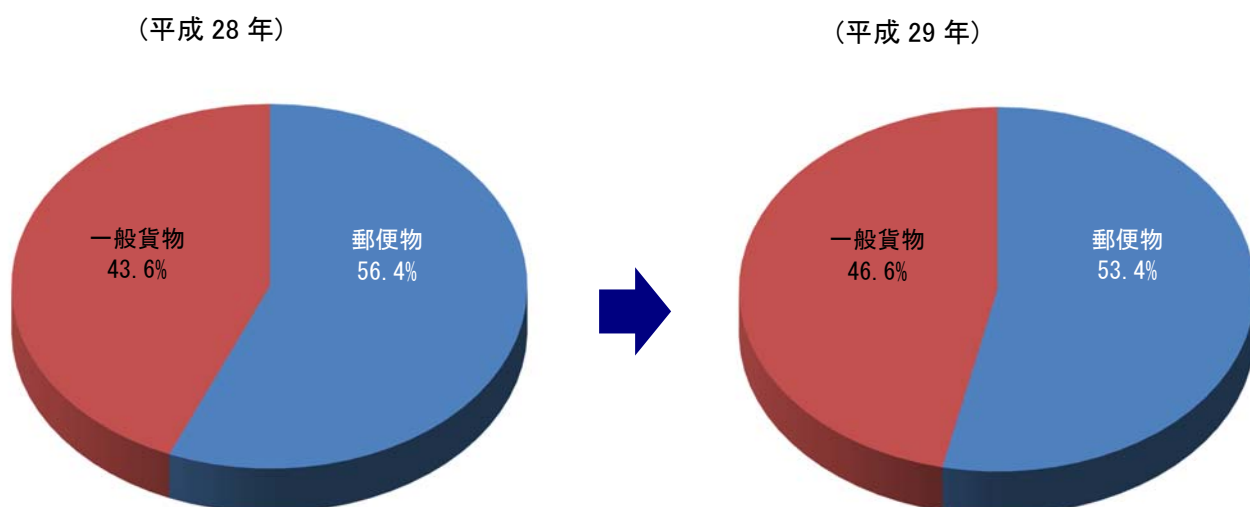
○輸送形態別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、郵便物が3,048件（構成比94.9%、前年比12.2%増）で大半を占めており、一般貨物は163件（同5.1%、同26.4%増）でした。
- 輸入差止点数は、郵便物が22,294点（構成比53.4%、前年比26.4%減）、一般貨物が19,434点（同46.6%、同17.2%減）でした。

輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（件数）



輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（点数）



平成 29 年の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況（資料）

1. 仕出国(地域)別輸入差止実績(件数)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	前年比	構成比
中国	2,231	4,269	3,537	2,583	2,862	110.8%	89.1%
フィリピン	58	66	103	79	125	158.2%	3.9%
韓国	13	42	90	70	70	100.0%	2.2%
香港	88	99	83	69	64	92.8%	2.0%
タイ	5	9	12	14	14	100.0%	0.4%
ベトナム	3	4	2	3	12	400.0%	0.4%
台湾	1	1	1	4	10	250.0%	0.3%
インドネシア	2	6	7	4	9	225.0%	0.3%
英国	0	0	1	3	9	300.0%	0.3%
米国	9	0	5	1	8	800.0%	0.2%
上記以外の 国	64	34	24	15	28	186.7%	0.9%
合計	2,474	4,530	3,865	2,845	3,211	112.9%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 件数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数を計上しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

2. 仕出国(地域)別輸入差止実績(点数)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	前年比	構成比
中国	43,945	113,454	59,415	34,417	32,739	95.1%	78.5%
マレーシア	30	56	39	11	4,025	36590.9%	9.6%
香港	9,939	6,969	1,494	8,723	2,147	24.6%	5.1%
フィリピン	705	1,531	1,303	964	1,104	114.5%	2.6%
韓国	1,333	878	1,764	7,133	765	10.7%	1.8%
米国	84	0	31	2	290	14500.0%	0.7%
タイ	53	173	262	1,517	212	14.0%	0.5%
ベトナム	12	31	42	34	131	385.3%	0.3%
アラブ首長国 連邦	11	2	468	4	66	1650.0%	0.2%
インドネシア	25	66	161	69	48	69.6%	0.1%
上記以外の 国	1,124	2,839	177	883	201	22.8%	0.5%
合計	57,261	125,999	65,156	53,757	41,728	77.6%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の点数を計上しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

3. 知的財産別輸入差止実績

上段: 件数
下段: 点数

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	前年比	構成比
特許権		0	0	0	2	2	100.0%	0.1%
		0	0	0	8,457	502	5.9%	1.2%
実用新案権		0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
意匠権		5	3	3	5	23	460.0%	0.7%
		709	23,873	645	4,036	10,651	263.9%	25.5%
商標権		2,444	4,485	3,811	2,799	3,164	113.0%	98.0%
		53,853	100,093	61,746	39,368	28,406	72.2%	68.1%
著作権		51	61	69	58	37	63.8%	1.1%
		2,699	2,028	2,765	1,896	2,164	114.1%	5.2%
著作隣接権		0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
回路配置利用権		0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
育成者権		0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
不正競争防止法 違反物品	周知表示	0	0	0	0	0	—	—
	混同惹起品	0	0	0	0	0	—	—
	著名表示	0	0	0	0	0	—	—
	冒用品	0	0	0	0	0	—	—
	形態模倣品	0	0	0	0	0	—	—
	営業秘密	—	—	—	0	0	—	—
	侵害品	—	—	—	0	0	—	—
	技術的制限手段 無効化装置	0	2	0	0	2	全増	0.1%
	0	5	0	0	5	全増	0.0%	
合計		2,474	4,530	3,865	2,845	3,211	112.9%	100.0%
		57,261	125,999	65,156	53,757	41,728	77.6%	100.0%

(注1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

(注2) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。従って、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの件数の合計(のべ数)をもとに算出しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

4. 品目別輸入差止実績(件数)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	前年比	構成比
バッグ類	764	1,136	1,025	1,013	976	96.3%	26.8%
衣類	349	1,773	1,293	630	863	137.0%	23.7%
靴類	785	346	241	207	457	220.8%	12.5%
コンピュータ製品	37	96	278	248	288	116.1%	7.9%
携帯電話及び付属品	110	243	214	329	225	68.4%	6.2%
時計類	57	139	179	162	201	124.1%	5.5%
帽子類	34	65	53	49	99	202.0%	2.7%
身辺細貨類	34	95	137	50	81	162.0%	2.2%
眼鏡類及び付属品	73	189	202	53	55	103.8%	1.5%
キーホルダー類	79	95	108	68	51	75.0%	1.4%
ベルト類	65	102	79	47	49	104.3%	1.3%
自動車付属品	22	42	52	41	44	107.3%	1.2%
医薬品	279	435	170	75	43	57.3%	1.2%
布製品	6	11	27	35	41	117.1%	1.1%
家庭用雑貨	5	24	39	29	35	120.7%	1.0%
上記以外の品目	122	232	302	145	140	96.6%	3.8%
合計	2,474	4,530	3,865	2,845	3,211	112.9%	100.0%

(注1) 件数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数を計上しています。

(注2) 1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計(のべ件数)をもとに算出しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

5. 品目別輸入差止実績(点数)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	前年比	構成比
電気製品	1,670	24,961	920	725	10,497	1447.9%	25.2%
携帯電話及び 付属品	8,411	10,684	4,435	5,691	4,165	73.2%	10.0%
衣類	4,671	8,098	6,938	3,019	3,346	110.8%	8.0%
バッグ類	3,982	4,052	3,265	2,927	2,339	79.9%	5.6%
自動車付属品	1,021	1,724	2,819	6,975	1,780	25.5%	4.3%
医薬品	10,077	14,527	6,312	3,209	1,418	44.2%	3.4%
コンピュータ 製品	711	3,665	1,374	9,297	1,390	15.0%	3.3%
靴類	2,560	2,938	3,245	442	1,059	239.6%	2.5%
玩具類	482	201	274	139	851	612.2%	2.0%
身辺細貨類	611	1,708	1,870	538	666	123.8%	1.6%
キーホルダー 類	326	443	593	214	566	264.5%	1.4%
時計類	157	525	729	291	565	194.2%	1.4%
家庭用雑貨	520	546	928	395	430	108.9%	1.0%
帽子類	516	1,730	984	492	383	77.8%	0.9%
運動用具	1	3	607	424	338	79.7%	0.8%
上記以外の 品目	21,545	50,194	29,863	18,979	11,935	62.9%	28.6%
合計	57,261	125,999	65,156	53,757	41,728	77.6%	100.0%

(注1) 点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の点数を計上しています。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

6. 輸送形態別輸入差止実績

上段:件数
下段:点数

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	前年比	構成比
郵便物	2,307	4,364	3,693	2,716	3,048	112.2%	94.9%
	43,968	87,795	56,096	30,300	22,294	73.6%	53.4%
一般貨物	167	166	172	129	163	126.4%	5.1%
	13,293	38,204	9,060	23,457	19,434	82.8%	46.6%
合計	2,474	4,530	3,865	2,845	3,211	112.9%	100.0%
	57,261	125,999	65,156	53,757	41,728	77.6%	100.0%

(注 1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

(注 2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

税関における知的財産侵害物品の差止め（参考）

知的財産侵害物品は、権利者が本来得るべき利益を奪い、経済秩序を歪めることにより社会経済の活力を損なうものです。また、国民の安全・安心を脅かすおそれもあります。

知的財産侵害物品については、関税法により、輸入及び輸出してはならない物品として規定されており、税関では、その水際取締りを強化しています。

税関で差し止めている知的財産侵害物品（保護対象）は

特許権（発明）、実用新案権（アイデア）、意匠権（形状等のデザイン）、商標権（ブランドのロゴマーク等）、著作権・著作隣接権（映画、音楽等）、育成者権（植物品種）、*回路配置利用権（回路素子と導線のレイアウト）を侵害する物品及び不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）です。

※回路配置利用権は輸入のみ



○ 関税法第 69 条の 2 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

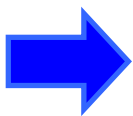
- ① 麻薬等の不正薬物
- ② 児童ポルノ
- ③ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、育成者権を侵害する物品
- ④ 不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

○ 関税法第 69 条の 11 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物
- ② 拳銃、小銃、機関銃等
- ③ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品
- ④ 不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

※点線枠内の規定に該当するものを、知的財産侵害物品とといいます。



知的財産侵害物品を輸出入すると、以下の罰則が課されることがあります。

○ 関税法第 109 条第 2 項、第 108 条の 4 第 2 項

知的財産侵害物品を輸入した者、輸出した者は、

10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金

に処し、又はこれを併科する。